

○ 鈴鹿工業高等専門学校図書・文化委員会規則

〔 令和 8 年 3 月 23 日
規 則 第 142 号 〕

鈴鹿工業高等専門学校図書・文化委員会規則

(目的)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第 4 条第 7 項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校図書・文化委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、図書館の運営及び図書館が主催する文化的な事業に関し、校長から諮問された事項及び図書館長が必要と認めた事項を審議する。

(委員会組織等)

第 3 条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 学生課長
- (3) 各学科及び教養教育科から選出された者
- (4) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員会の運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員長は前条第 1 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(部会等)

第 5 条 委員会の下に、第 2 条に掲げた特定の事項及び専門的事項を審議するため、部会等を設置することができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。